

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年6月21日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、6月21日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。よろしくお願いします。

今日の議題3についてなのですが、利用政策上という観点から、エネ庁のほうから相談があったそうだとということなのですが、金属とかコンクリートとかのクリアランス制度は、原子炉等規制法に基づく規制が必要な制度であるという認識で間違いないでしょうか。

○山中委員長 はい。

○記者 今回、福井県がクリアランス制度を活用して再利用しようとするものについての相談ということで、新たに設立する事業者が、受入れのときにクリアランスできるかどうか確認もできていないものをクリアランス推定物として、汚染物と一緒に受け入れてという、そういうことを考えているという、そういう認識で間違いないでしょうか。

○山中委員長 その点についてはこれから確認をしないといけないと思います。事業主体がどこになるのか、あるいは法的なもちろん問題もございますし、技術的な問題、マサノさん御指摘になられたような、いわゆるそのクリアランスができていないものではなくて、クリアランス推定物を受け入れて、それを処理してクリアランスできるものと廃棄物に分けて、というような作業するようであると。ただ、その点についてはこれから確認をして、どういうその論点がまだ残っているのか、委員会でどう議論しないといけないのかということについては、改めて事実確認していただいて、委員会でまた議論したいと思っております。

○記者 法律上は、今日の資料にもありますけれども、放射性物質についての廃棄については、51条の2で許可をするということになってはいますし、クリアランスするもの、要するに放射性物質であるという放射線による障害の防止の措置が必要のないものについては、61条の2という、全く別の条文において、原子力規制委員会が確認をすれば、

外に出していい、それは放射性物質として扱わなくてよいという制度なので、全く二つの別の体系にあるものだと思います。それを今回、一緒くたに何でも引き受けますということは、規制庁は想定していないという書き方をしていますけれども、はっきり言うと、今の状態でそういったことをする事業者がいるとすれば、いませんけれども、いるとすれば、これは違法行為に当たると考えますが、間違いないでしょうか。

○山中委員長 少なくとも今回のクリアランス、集中クリアランス事業というものがどういふものかというのはまだ分かりませんので、その内容を確認した上で、法的な問題点と技術的な問題点をきちんと明確にした上で委員会で議論をしたいというふうに思っています。おっしゃるとおりかも知れませんが、まだ、どういう事業主体がどういふ事業を実際にするのかというのが明確ではありませんので、その辺はしっかりと聞き取ってもらった上で、委員会に報告していただいて、委員会で議論したいと思っています。

○記者 石渡委員もおっしゃっていましたように、これは話を聞けば、恐らく二つの筋道しかあり得ないと思うのですが、二つの筋道を石渡委員は言ってらっしゃいませんけれども、一つは、最終的には法律的にこれでは違法になってしまうから、法改正しましょうという話になるか、それともその事業者をどういふ位置づけにするかということで進めていくか。その場合は、法律と整合しない場合があるので、非常に問題だと思うのですが、話をやはり聞かないべき、聞かないという選択、それは違法ですということと突っぱねるということは、なぜ検討しなかったのでしょうか。

○山中委員長 事業の中身がまだ分かりませんので、違法かどうかという判断もまだできないので、少なくとも事業の中身を聞き取った上で、委員会として判断したいというふうに思っています。

○記者 一旦止めます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日ヨシノです。よろしくお願いします。

明日、小早川智明社長、東京電力、をお呼びして、意見交換といいますか、意見聴取というか、行われると思うのですが、基本的には、委員長のお考えで今回招集されたのかなと思ひまして、明日どんなことを聞きたいのか、今おっしゃられる範囲で教えていただけないでしょうか。

○山中委員長 これは以前にもお答えをしておりますけれども、核物質防護違反の事案、これは追加検査をやっているところです。フェーズⅡの検査の結果を、報告を受けて、やはりフェーズⅡでは終了できないということで、フェーズⅢの検査を継続して行うという、そういう事態になったわけですが、それに対する社長としての受け止めをまず聞きたいというふうに思っています。

四つの項目が残ったわけですが、その四つの項目、今後どういうふうに対応していくのか、その点についての社長のお考えを聞かせていただくとともに、できればそのスケジュール感、どれぐらいで東京電力として四つの項目を解決していくつもりなのかということについて伺いたいというふうに思っております。主としてその2点を伺いたいというふうに思っております。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマです。よろしく願いいたします。

今の話題に関連してなのですが、先週定例会合の後に非公開の臨時会合を開かれて、柏崎刈羽原発の追加検査の状況を聞いていると思うのですが、今の時点の感触で構わないのですが、山中委員長としては改善の状況をどのように見ていらっしゃいますか。

○山中委員長 まだそれほど時間たっておりませんので、それぞれの項目が著しく改善されたという、そういう報告は受けておりません。こういう工夫をされているとかという程度の話でございます。したがって、明日社長とお話する内容については、先ほどお答えをさせていただいたように、受け止めと今後どういうふうに取り組んでいかれるのかということ、その2点を尋ねたいというふうに思っています。

○記者 まだ相当程度改善まで時間がかかると御覧になっていらっしゃいますか。

○山中委員長 私は個人的にまだ、そう簡単な状況ではないというふうには受け止めています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ハットリさん。

○記者 読売新聞社のハットリと申します。今日の議題1のことでお伺いしたいのですが、福島第一原発事故の避難指示が出たところの放射線防護なのですが、委員の方から、様々な知見が積み重なっているということと、国際的に発信したほうが良いというような発言もあったと思うのですが、どんな知見が重要で、どういった発信の仕方、その知見のまとめ方なのですが、委員長としての見解を教えてください。

○山中委員長 伴委員が細かく、詳細御発言なりませんでしたのですが、恐らくそういうこれまでの除染のやり方ですとか、あるいは帰還の進め方、そういったところを詳細にデータとしてまとめて、国際的にも発信をしていくようにという、そういう御指示だと解釈をしております。私としても、国際的に発信をするとともに、やはり国内での情報発信というのは非常に必要かなと。やはり福島県の県民の皆さんに戻ってき



○山中委員長 私自身は、委員の先生方にそれぞれお考えがあらうと思いましたので、それぞれの御意見を聞いて、委員会として発信したかったということでございます。社会的影響はもちろん承知の上でございます。

○記者 分かりました。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

サイトウさん。

○記者 新潟日報のサイトウです。

柏崎刈羽原発の追加検査の中で、委員長もその適格性について最終的に確認していく必要があると御発言があったかと思うのですが、現時点でその適格性についてどのように確認していくのか、どういうステップを踏んでいくのか、もしお考えがあればお願いします。

○山中委員長 まず、今、核物質防護違反についての追加検査を実施しているところでございます。その中で、適格性、特に安全に関係するような問題があるのかということについては、追加検査の中で確認をしたところで、特段その影響があるような問題が生じていないという事実は確認できたわけでございますけれども、やはり柏崎刈羽原子力発電所の運転をする事業者としての適格性、いわゆるその保安規定の中の七つの約束ということが現時点でもきちんと履行されているのかどうかということは確かめたほうがいいというのは私の個人的な見解で、その点については明日、小早川社長と面談した後、委員の間でも議論をさせていただいた上で、その進め方、確認の進め方ということは決めていきたいというふうに思っております。

○記者 今の御発言の確認なのですが、保安規定で盛り込んだ七つの約束について国と確認できれば、その適格性があるというふうに判断できるとお考えなのでしょうか。

○山中委員長 当然その今回の核物質防護関連の様々な教訓も含めた上で、その適格性について、きちんとどういう形で確かめていったらいいのかということは委員の間で議論した上で、その一定の方向を決めた上で、最終的に、何か今回の追加検査の最終的な判断をするときの結論として確認をしていきたいというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。

今の点に関連して、例えばの例として、確認をしていく、どのような形かというのはあるのですが、委員長の今現段階で思い描いていらっしゃる、その確認方というのは、どういう方法が具体的に例えばあるのでしょうか。

○山中委員長 七つの約束について、核物質防護のこれまで様々な確認をしてきた、共通

の事項というのは既に含まれている部分もあろうかなというふうに思うのですけれども、それ以外の部分で何か特に確認をしないといけない項目があれば、それは、例えば私の個人的な意見ですけれども、検査のようなもので見ていく必要がある部分もあるかもしれないし、これは委員のそれぞれの御意見ございますので、委員間で議論をして、どういう方法で確かめるのがいいのかというのはこれから議論していきたいというふうに思っています。

○記者 ちなみになのですけれども、そうした議論というのは明日されるというような、今お話がありましたけれども、なぜ今のタイミングなのでしょう。というのは、逆にもう解除まで時間が近いような状況になっているという認識なのですか。

○山中委員長 明日その議論をするか、もう少し先なのか、それは分かりません。明日そういう議論をして結論を出すのか、あるいはもう少し時間をかけて何か結論を出すのかということについては、委員間のいろいろ御意見もございましょうから、それは明日結論が出るかどうかというのは分かりません。

○記者 あと確認なのですけれども、委員長が先ほどおっしゃった、その保安規定というお話が今ありましたけれども、そもそも遂行するに足る技術的能力があるかないかというところで、技術的能力がないとする理由はないというふうに判断したのは、これは設置変更許可の段階で、要はいわゆる私たちが使う合格、審査に合格するという段階で、保安規定とか、設置変更許可、設工認とかではない、前の段階だと思うのですけれども、委員長としては保安規定の内容を確かめたいということなのですか。

○山中委員長 最終的に、七つの約束が最終形になったのが保安規定だと私自身は思っております。許可のときに、おおよその七つの約束、適格性の判断ということで項目を設定されましたけれども、実際に東京電力と審査の中で、その項目について、最終形が定まったのが保安規定だというふうに思っておりますので、保安規定の中身を確認していくというのが一番最終形を確認することになるかというふうに私自身は思っています。

○記者 ちょっと、私の理解のために恐縮なのですけれども、つまりその技術的能力がきちんと担保されているかどうか、保安規定で確認を、しっかり見るべきだというのが委員長のお考えという。

○山中委員長 私の考えです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

タカハシさん。

○記者 毎日新聞のタカハシです。お願いします。

二つ前の質問でちょっと理解ができなかったのもう一度教えていただきたいのですが、そのKK（柏崎刈羽原子力発電所）の適格性の確認を仮にするとした場合、追

加検査とは別でやる、進めるということによろしいですか。

- 山中委員長 もし何か確認する方法というふうなお尋ねがございましたので、一つ方法としては検査かなど。追加検査とは多分別の検査という形になろうかと思えます。私のこれは個人的な意見でございますけれども、委員会で多分議論することになろうかと思えます。
- 記者 仮にの話の続きで、その追加検査と、その適格性の確認を両方進めるということになると、先に追加検査が終わった場合は、適格性の確認がしっかり取れないと、その命令解除というのは難しいということになると。
- 山中委員長 私は個人的に、核物質防護についてのフェーズⅢで最終的に何らかの判断をするときには適格性の判断を一緒にするべきだろうというふうに考えておりますけれども、委員の皆さんが同じ意見を持ってられるかどうか、あるいはどういうふうに確かめていったらいいのかということについてはこれからの議論かなというふうに思っています。
- 記者 では、当然ですが、その適格性の確認というものが入ってくると、より時間を要することになるということですね。
- 山中委員長 可能性としては、時間かかってしまう可能性はもちろんございます。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

明日の小早川社長との面談についてお伺いしたいのですが、先ほどの質疑の中で、明日その残った4項目がどれだけの期間、今後、解決にかかると思っているのかのスケジュール感も聞きたいということだったのですけれども、そのスケジュール感を聞く狙いというのを教えてください。

- 山中委員長 やはり各項目非常に難しい項目が今残っているところかと思えます。これは小早川社長、社長としての意気込み、どれぐらいの期間で解決をしたいと思っているのか、その意気込みを聞いてみたいというふうに思っています。お答えになるかどうかは分かりません。
- 記者 その中の、これまでの会見での委員長のお答えだと、あくまでどれだけかかるか東電次第なので、どちらかという規制委側が関与することではないというようなお考えだったのかなと思ったのですが、お考えが変わったということですか。
- 山中委員長 いえ、東京電力がどういうふうな取組を、これからどれぐらい頑張るのかという、その意気込みを聞いてみたいということで、いついつまでにとというのは我々が求めることではございませんので、意気込みを聞いてみたいというところでございます。真意はそこにあります。

○記者 仮に、明日、どれかだけかかるかは分かりませんという回答だった場合に、今後、どれだけかかるかというのを示さないという形で指示をする可能性というのはあるのですか。

○山中委員長 特にその期間を区切るつもりはございません。きちんとやっていただくという、そこが一番大切なところかなというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ハセガワさん。

○記者 NHKのハセガワです。

先ほどのちょっと読売のハットリさんの質疑に関連してなのですけれども、避難指示が出された地域の放射線防護の在り方の知見発信ということなのですからけれども、ここは結構その帰還の進め方とかも、何というか、批判もあるというか、線引きをすることによって差が生まれるだとか、実際に帰れていない人がいる状況があるということをもってして、その放射線に対する不安がまだ残っている状況であるとか、決して今のそのプロセスを認めるものになってはいけないのかなと思うのですけれども、つまり批判的である必要があるのかなと思うのですけれども、その辺りはどうお考えですか。

○山中委員長 プラス面、マイナス面、両方きちんと知見を収集して、発信をしていく必要があるかなというふうに思っています。おっしゃるとおりだと思います。

○記者 その上で、何というか、アプローチとしては、放射線防護って、恐らく個々人のどう感じるかも含めて、どう放射線と向き合ったかということが多分大事なところだと思うのですけれども、そうなると、やはりアプローチの先としては、やはりその避難者そのもの、避難された方々、その人たち、それへのアプローチみたいなものも何か必要になってくるような気もするのですけれども、いかがでしょうか、その辺り。

○山中委員長 規制委員会として、どこまでそういう活動にタッチをしていくかということについては、委員の間でも多分議論していかないといけないところかなというふうに思いますし、内閣府のほうでは、様々な住民との対話の取組をされておりますので、そういうことも含めた上で、いろいろな情報発信をしていくべきだろうというふうに思っております。規制委員会として何をどこまでタッチをすべきかというところは、まだ議論のあるところかなというふうに思っています。

○記者 あと、別件で、技術情報検討会の話題で、非常DG（ディーゼル発電機）の24時間運転について、各国結構やっている中で、なぜ日本はやらなくていいのか、その理由がはっきり不明確だみたいなことをおっしゃる、その意図を改めて伺ってもいいですか。

○山中委員長 各国24時間のいわゆる運転の試験を実施している国がもう大半です。調べ

てみたところによると。私が心配していたのは、24時間試験というのが、何かその機器的な悪影響があるのかなのかという、求めるとしたら、そういうところがもしあれば、すぐさま求めるべきことではないかなと思ったのですが、各国普通にやっているわけですし、では、そうでないならば、そうでない技術的な理由が当然必要になりますし、その辺りをきっちり聞き取った上で、いろいろな対応の仕方があるかなというふうに思っています。ただ、各国、規制要求をしているわけではどうもなさそうです。

○記者 現時点では、その理由が不明確。

○山中委員長 事業者から、例えば3時間、8時間ぐらいの試験でいいでしょうという理由がいま一つよく分からない。なので、技術的に根拠があるならばきちんと示していただいて、では、それはもう24時間は必要ないでしょうという判断をする可能性もございますし、その理由次第かなというふうに思っています。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

では、最後、マサノさんで終わりにしたいと思いますよろしくお願いします。マサノさん、お願いします。

○記者 再びフリーランスのマサノです。よろしくお願いします。

議題3についてなのですが、引き続き、伴委員が御指摘されていたように、この集中クリアランス事業という、今はあり得ない、今やれば違法であるというこの事業は、分別、除染、切断及び溶融処理して、つまり、薄いものも、濃い汚染物質も混ぜこぜにして、希釈して、混合して、これは問題ではないでしょうかという指摘だったと思うのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 国内では希釈は認めていません。国際的にも、通常希釈という、希釈をしてクリアランスをするというのは通常認められていない作業です。ということで、その部分もきちんと確かめないといけませんし、どういうふうなやり方をして、クリアランス物を作っていくのかということは、これから確かめないといけません。

○記者 今の山中委員長のおっしゃり方も、今日の規制庁の文書の書き方も、どちらかというところ、違法であるというふうに突っぱねるのではなく、その国内的にも、国際的にも、希釈してというのはあり得ないことであるということに突っぱねるのが王道だと思っておりますが、委員長の今の言い方、そしてこの今日の規制庁の資料の作り方を見ると、エネ庁の利用政策の観点からの提案を実現するための抜け穴づくりをどうやったらお手伝いできるでしょうかということを検討しましょうと言っているようにしか聞こえませんし、読めないのですが。

○山中委員長 そんなもりはさらさらありませんので、事実確認だけをして、委員会としてどういう判断をすべきなのかということ、そのための事実確認をしてもらおうという、それだけであります。

○記者 もう1点すみません。最後に、委員会了承事項案になっているところで、石渡委員の意見に配慮して、必要に応じて原子力委員会の報告を行うという案を、「必要に応じて」を削除してはどうかということで、必ず報告をするようにという指示が出されたのは非常によかったと思うのですが、山中委員長は判断は非常によかったと思うのですが、報告を受けるだけで、その先、やはりこれは違法だよねと、国際的にも認められないよねと、こういうクリアランス制度はどここの国もないよねということになれば、これは駄目ですなという判断はあり得るということによろしいですね。

○山中委員長 あり得る。事業として成り立たないねということであれば、そういう判断は委員会としてすることになるかと思えます。

○記者 そのように期待しながら、取りあえず本日はありがとうございました。

○司会 それではよろしいでしょうか。

本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—